

焼津市企業訪問オンラインバスツアー業務委託仕様書

1 委託業務名

焼津市企業訪問オンラインバスツアー業務委託

2 予定委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

3 業務目的

学生に焼津市内企業の魅力を知ってもらうとともに、働くイメージをつかんでもらい、首都圏をはじめ他県に在住している学生の焼津市へのUIJターン就職を促進するために実施する。

就職を控える学生を対象に焼津市内の企業に関心を持つ機会として、焼津市の産業を支える企業の見学会と交流会をオンラインによりバスツアー形式で実施する。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインによるバスツアーを実施するもの。

4 業務内容

次の業務を実施すること。

(1) オンラインバスツアーの実施

日程	令和3年12月に実施
内容	<ul style="list-style-type: none">・オンラインによるバーチャルバスツアーを実施。日帰りバスツアーを模し、就職を控える県内外の学生等を対象にした「企業訪問バスツアー」とする。・訪問企業は焼津市内企業5社程度。・一企業25分～30分程度の紹介時間とする。・参加学生数を増加させるために、実施時間やコース設定について工夫し、効果的な内容にする。・目的地である市内企業の「企業紹介」は、動画コンテンツやリアルタイムでの若手社員等による解説・紹介により構成する。・目的地をつなぐ道中で、車窓からの景色をイメージした焼津市の魅力的な景色の動画を流したり、休憩時間の立ち寄りをイメージしたガイドによる観光地等の紹介等をしたりするほか、参加者同士の交流を目的としたアイスブレイク等を交えるなど、参加者が退出しない工夫を盛り込む。・参加者と参加企業(若手社員または経営者または採用担当者)との交流時間を設ける。ファシリテーター役をつけるなど学生が発言しやすい場にする。・事業実施後のアンケートの回収率を上げるため、学生のアンケート回答特典として、アマゾンポイント1人あたり500円相当の特典を30人分手配し、対象者にポイント付与する手続きを行う。・訪問企業、日程、及び見学時間の詳細等については、当業務委託契約締結後、市と調整して決定する。・オンラインバスツアー実施にかかる企画・調整・手配・運営を行う。・事業のイベント名について、集客につながる効果的な名称にする。・実施後、実施内容を閲覧できるように動画共有サービス等に掲載し、広く視

	<p>聴されるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本仕様書に記載のない事項については、市と受託者が協議の上決定する。
対象者	就職を控える大学生等
集客目標	30人以上
訪問企業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問企業と打ち合わせ、企業紹介用のコンテンツ作成にかかる助言指導などを行う。 ・事業実施後、アンケートの実施
事業効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後に参加者アンケートの実施 ・事業完了後1年以内にこの事業による就業者数または内定数を把握してください。事業成果の把握は、参加した学生を登録し追跡調査を実施して行ってください。

(2) 事業の周知

- ・対象となる学生やその保護者、大学等に向けて効果的な事業周知を行う。
- ・チラシの作成については、作成部数・配布先を提案し、実施する。チラシはA4判カラーで必要部数を作成すること。
- ・WEB、SNSなどによる事業周知方法・参加学生募集方法について提案する。
- ・告知サイト、申込フォームを作成する。

(3) 留意事項

ア 参加学生や参加企業に対する給付経費は、委託事業の対象外経費。ただし、アンケート回答特典(アマゾンポイント500円相当30人分)は対象経費とする。

イ 事業実施後にアンケート回答数が30人に満たない場合は、委託料について変更契約を結ぶこととする。

ウ 関係書類の整備

- ・本業務に関する書類を整備し、業務終了後の次の年度から5年間は保管してください。
- ・国などからの事業にかかる問合せに協力してください。

(4) 事業スケジュール予定

企業募集・決定	9月
事業告知	9月～事業実施日前まで
学生募集・予約受付	9月～事業実施日前まで
コンテンツ作成・編集作業	9月～11月
イベント実施	12月

(5) 管理運營業務

ア 本事業の適切な管理・運営

イ 業務完了報告

- ・委託業務完了後速やかに、事業実績報告書(収支報告書含む)を提出すること。
- ・事業完了後1年以内にこの事業による事業効果報告書を提出すること。

(6) その他付随する業務

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

6 委託料の対象外経費

参加学生や参加企業に対する給付経費（飲食費、販促品提供費など）。ただし、アンケート回答特典（アマゾンポイント500円相当30人分）は対象経費とする。

7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響を考慮し、感染防止対策を徹底した上で事業を実施すること。
- (3) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託してはならない。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。国などからの事業にかかる問合せに協力してください。
- (6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。